

コンポートの認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された果実、野菜又は花卉を使用し、県内で製造されている「コンポート」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「コンポート」とは、全形又は適当な大きさにカットした果実、野菜又は花卉を原料とし、その原形を保持したまま糖液等とともに加熱殺菌したものをいう。

ただし、「食品表示法」（平成25年法律第70号）の食品表示基準別表第三「ジャム類」に該当するものを除く。

(品質及び品質表示)

第3 コンポートの品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	品 位	1 香味及び色沢が優良であること 2 病虫害痕及びへたその他のきょう雑物がないものであること 3 果実、果肉等の形及び量が適当で、果実、果肉等の大きさがそろっていること
	原 材 料 食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと 1 栃木県内で生産された果実、野菜又は花卉 2 砂糖類 3 糖アルコール 4 はちみつ 5 酒類 6 かんきつ類の果汁（含有率が4%以下である場合に限る）

(関係法令の遵守)

第4 コンポートの製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成27年11月11日から適用する。